

伊奈町農業戦略マスタープラン
改訂版
(案)

令和6年3月

第 1 章 農業戦略マスタープランの改訂にあたって

1. 農業戦略マスタープラン改訂の趣旨

本町では、平成31年3月に「伊奈町農業戦略マスタープラン」を策定し、「地域特性を生かした都市農業の振興」を基本方針として4つの施策区分（基本施策）に基づき、各種農業施策を展開してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済の悪化等により、農産物の需要が大きく減少したうえ、ウクライナ情勢を発端とするエネルギー価格や肥料・資材価格の高騰など、新たな課題にも直面しています。

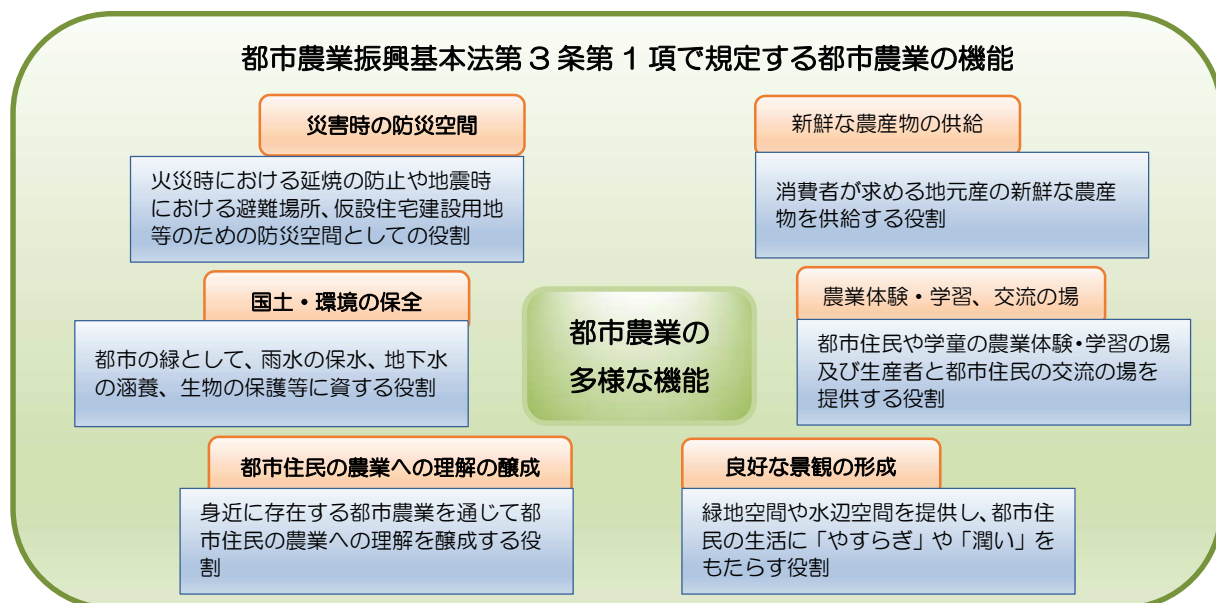
また、町の東側に存在する優良農地を中心に、中心経営体への農地集積を進めているものの、市街地に点在する農地などにおいては、効率的な作業が困難な農地が多く、小規模農家も多いことから経営規模の拡大を推進することが難しい状況にあります。

このような都市農業を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、都市農業に関連する法律の改正等を踏まえ、現行プランの実施状況などを評価するとともに、その結果を反映した施策の展開方向や成果目標等の中間見直しを行い、農業者、消費者のニーズに合った農業施策を総合的かつ計画的に進めていく必要があり、「伊奈町農業戦略マスタープラン」を改訂するものです。

2. 農業戦略マスタープランの位置づけ

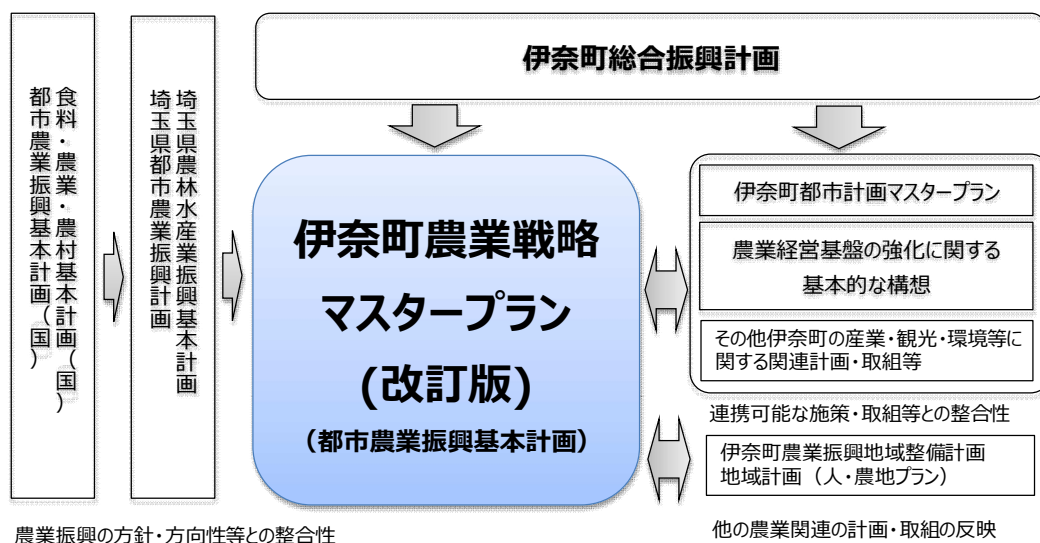
本プランは、本町の最上位計画である「伊奈町総合振興計画」における、農業分野の基本方針「地域特性を生かした都市農業の振興」の実現に向け、伊奈町の農業の目指すべき方向性とそれを達成するための具体的な施策を示すことを目的に策定するものです。

なお、本プランは、都市農業振興基本法第10条第1項に基づく「都市農業振興基本計画」としても位置付けます。



3. 上位計画・関連計画等との関係

本プランは、国及び埼玉県の計画や基本方針、伊奈町の最上位計画である総合振興計画、産業・観光・環境等に関する各種計画・取組等との整合性を図ります。



4. マスタープランの性格

本プランの実現に向けた取組は、農業者、農業団体、行政などの農業関係機関をはじめ、消費者である町民や流通、加工、飲食事業者など、幅広い参画を得ることとします。

本町は、本プランを活用し、農業を理解し農業に協力しようとする町民とともに、自ら努力する農業者や農業との連携により地域産業の活性化に取り組む事業者を、積極的に支援していきます。

5. 計画期間

本プランの計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間ですが、今回の改訂により、令和6年度から令和10年度までの後半5年間の見直しとなります。

第2章 伊奈町農業の現状と課題

1. 伊奈町農業の現状

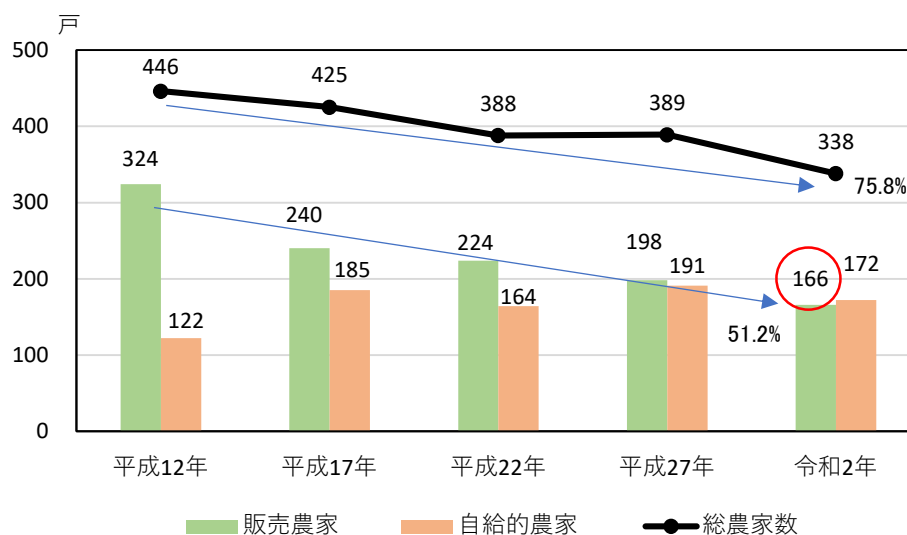
本プランの策定にあたって、本町の農業の現状について、農林業センサス等の統計資料から、(1) 担い手の状況、(2) 農地の状況、(3) 生産・販売の状況の3つの項目に関する基本的なデータを整理します。

(1) 担い手の状況

農林業センサス（令和2年）のデータによれば、本町の総農家数は338戸、このうち販売農家*数は166戸となっています。

平成12年から令和2年の20年間では、総農家数が約25%減少したのに対し、販売農家は約半分にまで減少し、自給的農家*数を下回っています。

●総農家数の推移



資料：農林業センサス

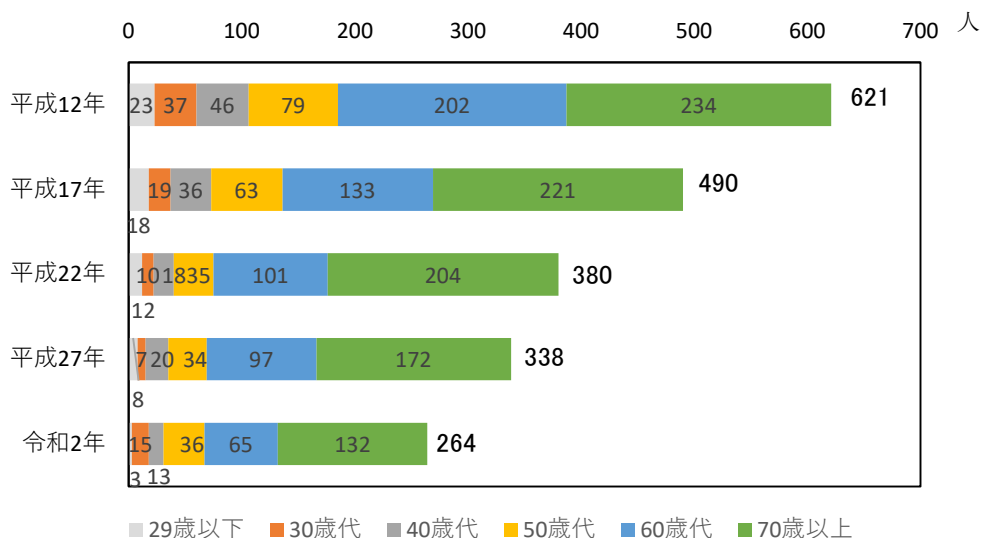
*販売農家：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

*自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

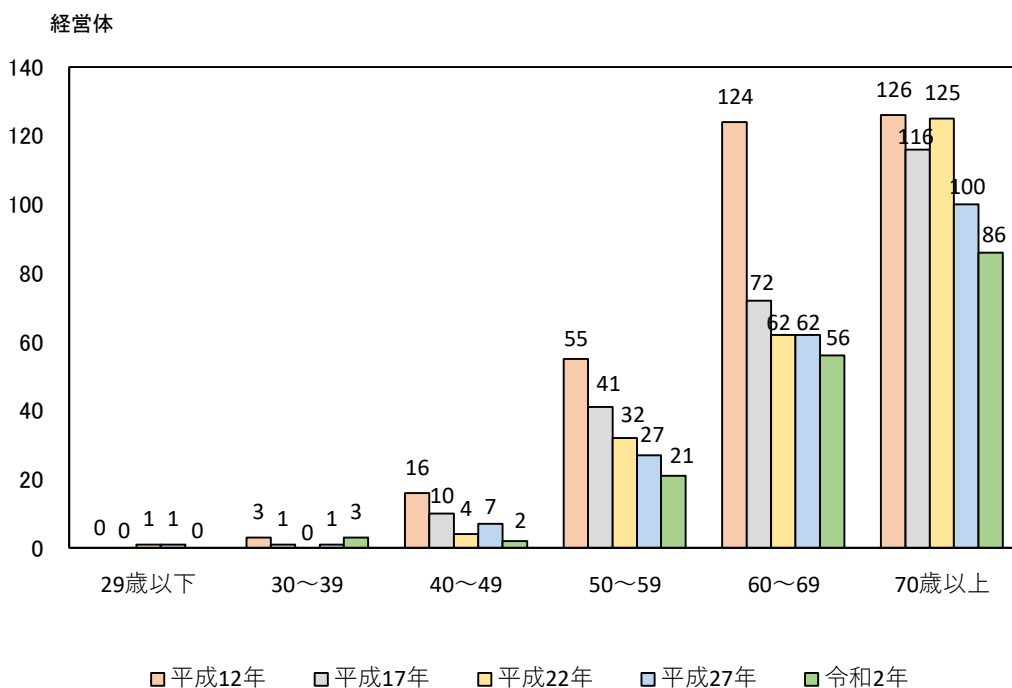
本町の農業就業人口（販売農家）は、令和2年現在264人で、平成12年の42.5%まで減少しています。年齢別の割合は60歳以上が74.6%を占め、40歳未満は18人（6.8%）と高齢化が進んでいます。

経営主の年齢階層別経営体数をみると、70歳以上の経営主が最も多く、高齢化が進んでいます。同時に経営体数も減少しており、担い手不足が加速化しています。

●年齢別農業就業人口の推移



●経営主年齢階層別経営体数



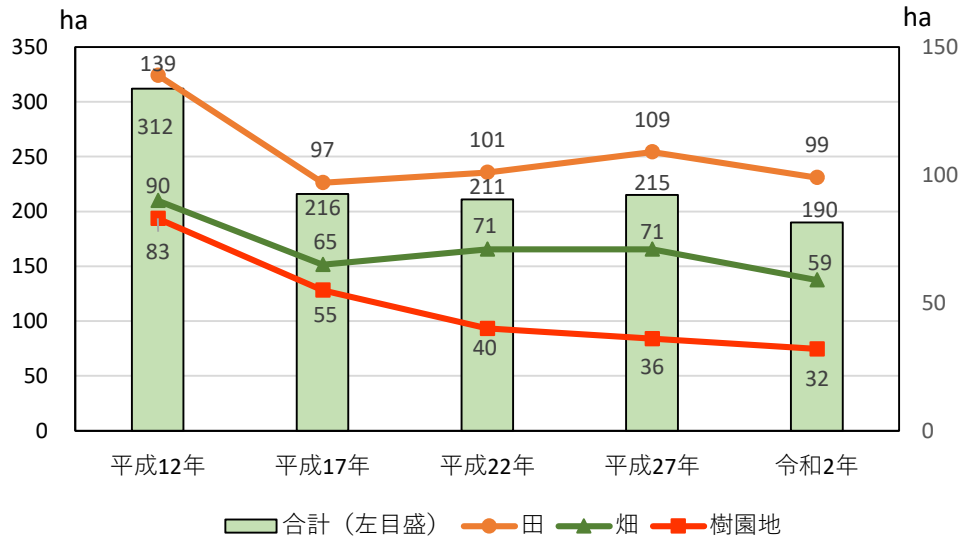
資料：農林業センサス

(2) 農地の状況

本町の経営耕地面積は令和2年現在190haですが、平成12年から平成17年にかけて、土地区画整理事業による都市化の進展や後継者不足により大幅に減少(△96ha)し、その後やや増加もみられましたが、平成27年から令和2年にかけて、再び減少に転じています。

特に、本町の特産品である梨やぶどうを栽培している樹園地は一貫して減少しています。

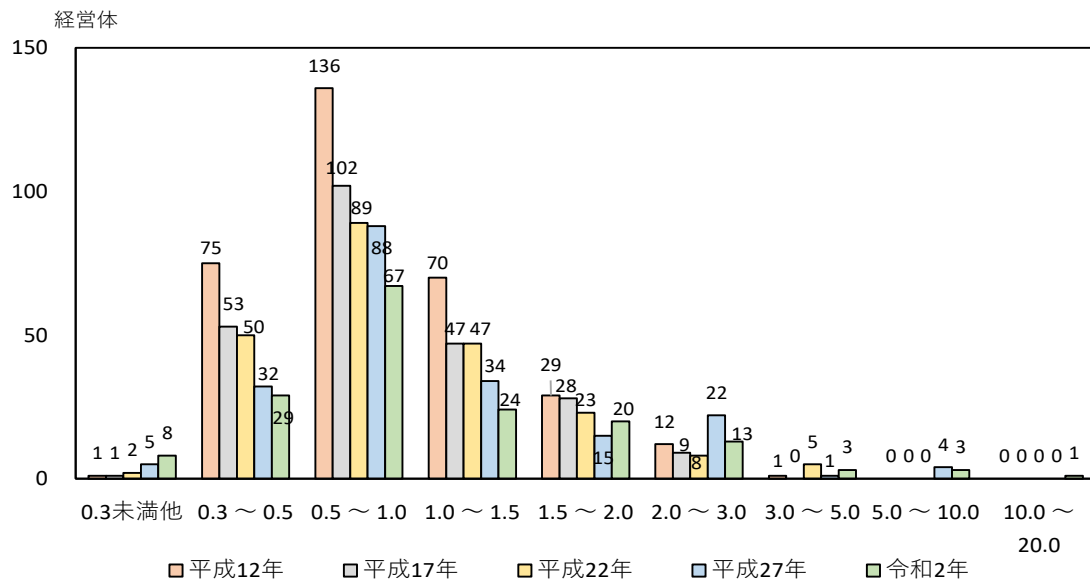
●経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

本町の農業は小規模経営体が多く、1ha未満が全体の61.9%。3ha以上は7経営体(4.2%)となっています。0.5~1.0ha未満の経営規模を中心に大きく減少している一方、5ha以上の経営体が4つあり、一部の担い手に農地の集積が進んでいます。

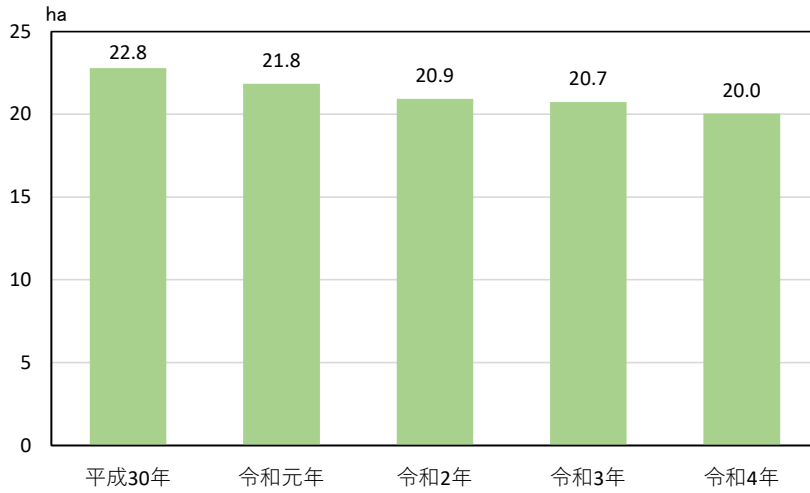
●経営耕地面積規模別農家数



資料：農林業センサス

本町の令和4年現在の遊休農地面積は20.0haで、やや減少傾向にあります。

●遊休農地面積の推移

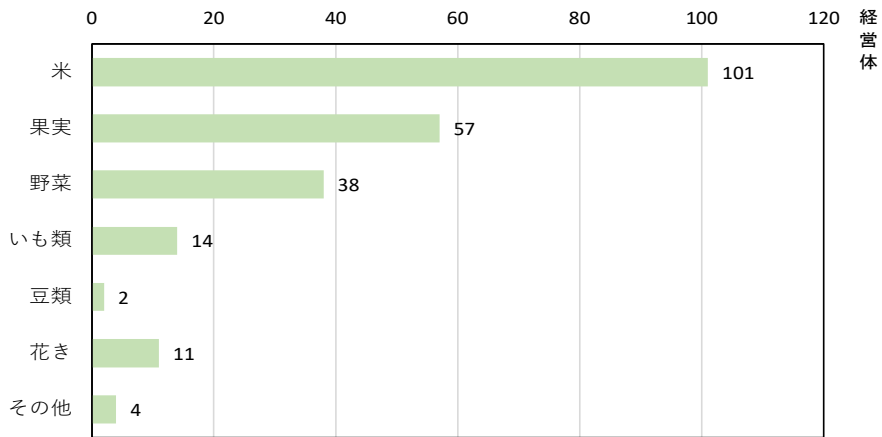


資料:伊奈町

(3) 生産・販売の状況

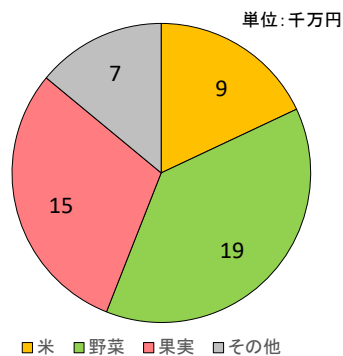
農業部門別農業経営体数(延べ数)では、米、果実、野菜の順で多く、令和3年の農業産出額(推計)は約5億円、野菜、果実、米の順で多くなっています。

●農業部門別経営体数



資料:農林業センサス(延べ数)

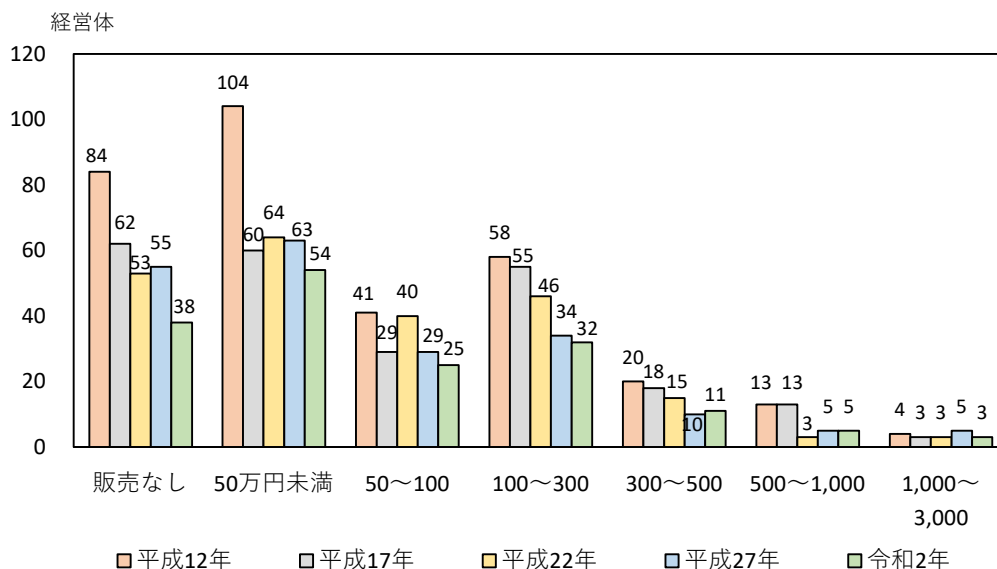
●農業産出額の内訳



資料:農林水産省令和3年市町村別産出額(推計)

本町の農産物販売金額規模別経営体数においても、販売金額500万円未満が全体の95.2%を占め、500万円以上の経営体が8件、1000万円以上では3件にとどまっている状況です。

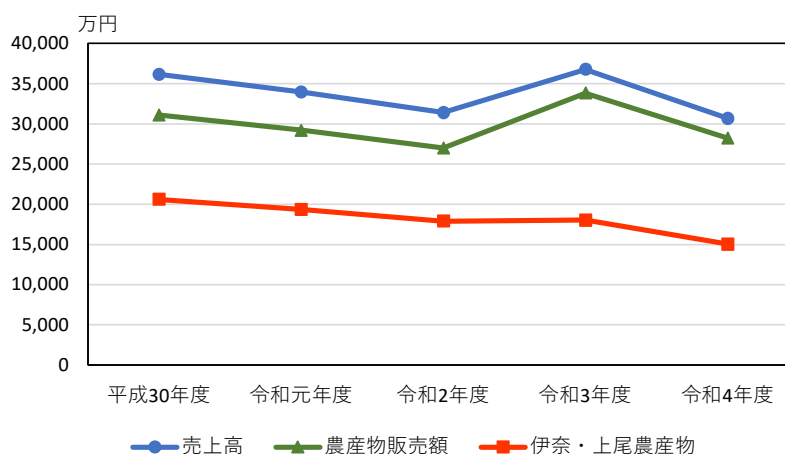
●販売金額規模別経営体数



資料：農林業センサス

農産物直売所「四季彩館」の販売額はやや減少しています。また、伊奈・上尾農産物の割合が53.3%と半分程度にまで低下しており、地元産農産物の販売強化が必要となっています。

●農産物直売所「四季彩館」の売上高推移



項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上高	36,169	33,959	31,412	36,775	30,687
農産物販売額	31,105	29,205	27,014	33,833	28,232
伊奈・上尾農産物	20,616	19,357	17,905	18,020	15,037
伊奈・上尾農産物比率	66.3%	66.3%	66.3%	53.3%	53.3%

資料：伊奈町

2. 伊奈町農業の課題

農林業センサスなどの統計情報に基づき、伊奈町農業の課題を以下のとおり整理します。

(1) 担い手における課題

■新規就農の推進と経営規模の拡大

- 本町の農業は、高齢化や後継者不足による農業者の減少が顕著となっており、若者を中心とした新規就農者を育成・支援するための体制の整備や、経営規模の拡大が必要になっています。
- 特に果樹園では、技術の伝承や農地貸与のハードルが高いことから、農地所有者の理解と就農者に対する計画的な支援体制が求められます。

■多様な担い手の育成

- 「稼げる農業」を実現するためには、農地の集約化や機械化、新たな販路開拓などに取り組む中核的な担い手の育成が必要です。一方で、本町の農業は、小規模農家が多く、水田以外は大規模化が難しいことから、地域が必要とする多様な担い手を確保・育成していくことが必要となってきます。
- 今後は、中核的農家を支える仕組みを構築するとともに、販売や設備投資等、より広い分野で農家が協力し合う、新しい営農組織づくりを進める必要があります。

(2) 農地における課題

■農地利用集積の推進

- 担い手の高齢化や後継者不足により、耕作されない遊休農地が多く存在するで、これまでは比較的余力のある近隣の農家が引き受け、一部の担い手に農地が集中してきましたが、その対応も限界に達しようとしています。
- 経営規模の拡大を志向する担い手を増やし、出来る限り生産条件の良い農地を集積し、農地の有効利用や農業経営の効率化を実現することが課題となっています。

■遊休農地対策と農村環境の保全

- 本町には、小規模な畑地や果樹園が点在し集約化が難しく、遊休農地の増加が懸念されます。また、農薬の飛散防止対策等も農家にとって負担となっています。
- 田園風景や町に点在する畑地・果樹園の景観を維持・保全していくとともに、環境保全型農業の推進など、町民生活の場と農地が隣接している本町の特徴に対応した取組が必要になっています。

(3) 生産・販売における課題

■一層の地産地消の推進

- 本町では、農産物直売所「四季彩館」や町内量販店の地場野菜コーナーでの販売のほか、農家による庭先販売などが行われていますが、購入できる場所や期間、販売量や種類などが限られています。また、情報不足もあり、実際には販売につながらないケースも少なくありません。
- 今後は、直売所での地元農産物の充実を図るとともに、近隣市の量販店地場野菜コーナーを通じた販売拡大、町内飲食店や病院、学校等の施設給食での利用拡大、加工関係での地場農産物の利用など、地産地消の機会や充実を図ることが課題となっています。

■地域全体の6次産業化*の推進

- 本町には小規模な農家が多く、農家単独での6次産業化は難しい状況にあります。また、町内には農産物を一次加工*できる事業者が少ないため、特産品の加工・販売も限定的となっています。
- 今後は、消費者と生産者の交流や近隣市の一次加工事業者との連携など、幅広い農商工連携やマーケティング活動を通じて伊奈町産農産物の利用拡大を図るなど、地域全体の付加価値向上を目指した取組が必要となっています。

(4) 都市農村交流における課題

■多様な形での町民参加の促進

- 本町の農業を発展させるためには、町民の理解と協力が必要であり、そのために町民が参加し応援できる、町民生活と結びついた農業を展開することが重要になります。
- また、農業体験や交流だけでなく、農業振興や農地の保全など、多様な形での町民参加を促進していく必要があります。

* 6次産業化：農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的にかかわり、農業経営に新たな付加価値を生み出す取組。

* 一次加工：農畜水産物を直接の原料として、その性質を大きく変更することなく処理・加工を行うこと。冷凍品やペースト、ピューレなどがその一例。

4. 活かすべき伊奈町の強みや地域資源

(1) 恵まれた立地・環境

■都心に近い好立地

- 本町は都心や埼玉県を中心に程近い町であることから、地域特性を活かした都市農業が可能です。
- 生産地と消費地が身近な立地条件を活かし、消費者が求める地元産の新鮮で安全な農産物の供給が可能です。
- 農業体験などを通じた、地域住民との直接交流が可能です。

■田園風景や町に点在する畑地・果樹園の景観

- 町内には、豊かな緑の景観を呈する雑木林が多く存在し、また、美しい田園風景を形成する農地（水田、畑地、果樹園）の面積は町域面積の約3割を占めています。住宅地と緑の良好なコントラストは本町の誇りとなっています。

(2) 農業・農産物の特色

■梨やぶどうの産地

- 梨やぶどうなど果樹が町の特産品として認識され、本町の農業産出額の約3割を占めています。また、ブランド化した梨「黄金の雫」は百貨店等で販売されるなど品質や栽培技術においても高い評価を受けています。

■小規模少量多品目

- 全国的には農業の大規模化・効率化が推進され、本町の特徴である小規模少量多品目の農業は市場流通においては弱みですが、消費者への直接販売や消費者とのふれあいが可能です。

(3) 横展開可能な取組

■町民参画の活動

- ・本町は、町長タウンミーティングを開催するなど、町民参加・町民協働によるまちづくり運動を推進しています。都市農業の振興にあたっては、町民の参加・交流が大きな支えとなります。

■町内大学等との連携

- ・本町には、埼玉県内では数少ない薬科系大学である日本薬科大学があり、本町の地域連携にも積極的に協力しています。また、食育に強い国際学院（埼玉短期大学伊奈キャンパス・高等学校・中学校）もあり、両校とも農業との親和性が高く、本町との連携により独自戦略を展開できる可能性があります。

■伊奈備前守忠次公の志を継いだ農業振興

- ・伊奈備前守忠次公は江戸初期、本町に陣屋を構えて関東各地に渡って治水・土木・開墾等の事業を行い、土地・農業政策の基礎を築いた郷土の偉人です。町をあげて、忠次公の功績を顕彰するとともに、本町が伊奈氏の志を継いで先端技術を活用した農業振興に取り組むことは大変意義深いことです。

第3章 マスタープランの基本的な考え方

1. 伊奈町農業の目指す姿

(1) 基本的な考え方

食を支える農業は、人々の暮らしにかかせない産業の一つです。新鮮で安心・安全な農産物を供給し、田園風景や町に点在する畑地・果樹園などで形成される伊奈町の原風景を生み出し、多くの町民に安らぎを与えています。

このような農業のあるべき姿を実現させるためには、農業者の努力だけではなく、多くの町民が農業に関わり、農業を知り、農業を支えていくことが必要になっています。また消費者の安心・安全志向、品質・鮮度志向などを背景に、産地からの直接購入や農業体験・交流など消費者と生産者のつながりが、新たなビジネスに発展する可能性があります。

本町では、本プランを活用し、多くの町民や事業者が、農業者とともに農業の価値やその存在意義を理解し、伊奈町農業の維持・発展に取り組むことを積極的に支援していきます。

(2) 伊奈町農業の目指す姿（ビジョン・ステートメント*）

本プランでは、伊奈町農業の基本的な考え方を踏まえて、伊奈町農業の目指す姿を以下のとおり、ビジョン・ステートメントとして表明します。

伊奈町農業の目指す姿（ビジョン・ステートメント）

町民との交流や町民の参加、地域内の事業者の連携を推進することにより、

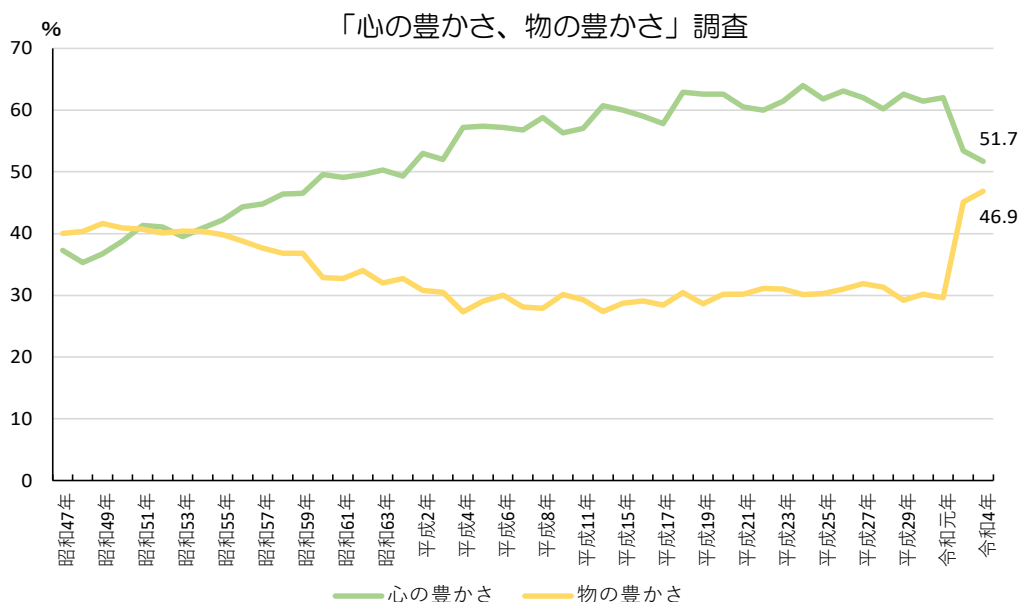
- (1) 安心・安全でおいしい農産物の安定供給、
- (2) 地域全体の6次産業化による付加価値の向上、
- (3) 田園風景や町に点在する畑地・果樹園の景観の維持・保全、
- (4) 人とのつながりの場、地域コミュニティの形成、

を図り、“町民や農業者の『豊かで充実した暮らし』の実現”を目指します。

*ビジョン・ステートメント：目標や将来の方向性を文章化したもの。

『豊かで充実した暮らし』

内閣府が毎年行っている国民生活に関する世論調査によると、物の豊かさよりも心の豊かさを求める人が年々増えています。（令和3年より調査方法変更）これからの消費社会では「心の豊かさ」につながる欲求が増えることが予想され、「癒し（自然）」「学び（知的好奇心）」「絆（人とのつながり）」「地域貢献」などをキーワードとする商品・サービスが大切になってくると予想されます。モノ余りの時代に「モノ」より「コト」が重要と言われることに近い概念になります。



資料：国民生活に関する世論調査（内閣府）

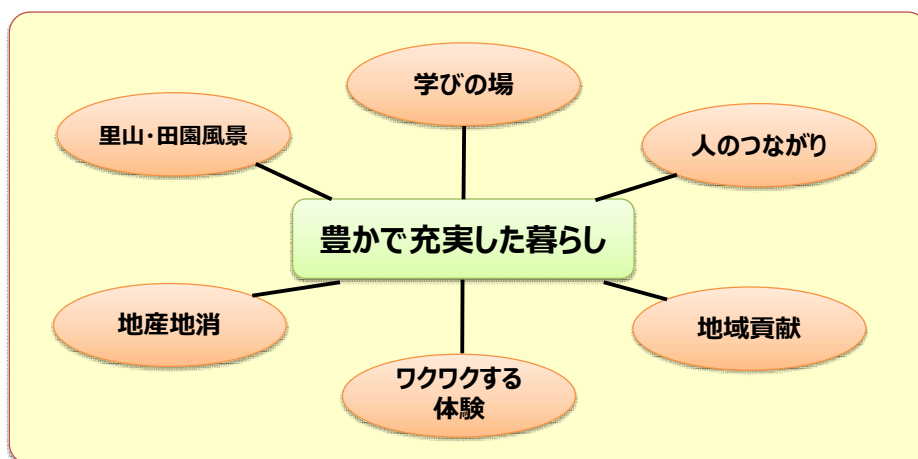
「心の豊かさか、物の豊かさかどちらに重きをおきたいか」についての質問

「心の豊かさ」「物の豊かさ」ともに、「どちらかといえば」との合計。

※令和3年調査から調査方法が変更になっており、連続していないことから単純比較はできない。

産業振興の本来の目的は「地域の人々の豊かさの実現」であり、本プランでは、町民や農業者の「経済的豊かさ」とともに、「心の豊かさ」を追求していきます。むしろマーケティングの観点からは「心の豊かさ」を切り口に新たな農業ビジネスにつなげていくことが重要な時代になってきています。

「豊かで充実した暮らし」のイメージ



2. 基本方針と施策区分（基本施策）

伊奈町農業の目指す姿を実現するための基本方針とそれを実現するための施策区分（基本施策）を以下のとおり定めます。

基本方針：地域特性を生かした都市農業の振興

担い手の育成や経営の安定化を促進し、新鮮で安心・安全な農産物を安定供給するとともに、環境保全や景観形成、農業体験・交流の場の提供など、農業の持つ多面的な機能を有効に活用することで、伊奈町農業の維持・発展を目指します。

◆施策区分（基本施策）「1 地産地消及び6次産業化の推進」

（1）地産地消の推進と新たな流通の開拓

消費者である町民の期待やニーズに応え、新鮮で安心・安全な魅力ある地元農産物を安定生産し、直売所や地元量販店、飲食店、施設給食など、様々なかたちで提供できるような販路の充実を図り、消費拡大につなげていきます。

また、伊奈町の田園風景を守り続けるため、地域住民が地元農業を支えるCSA（地域支援型農業）の取組を推進します。

（2）伊奈町産農産物のブランド化と6次産業化の推進

伊奈町産農産物の価値を見直し、消費者である町民から愛され応援される農産物や加工品等の高付加価値化を図り、ブランド化につながる取組を進めます。

また、地域内の生産、加工、流通販売や、体験・交流などを結びつける地域全体の6次産業化を推進します。

◆施策区分（基本施策）「2 担い手の育成」

（1）新規就農の推進

農業者の高齢化や担い手不足に対応し、新規就農者を確保・育成するための体制整備や、企業を退職したシルバー世代などの活用を図ります。

また、農家の後継者が本町農業に魅力と可能性を感じ、Uターン就農につながるような環境づくりに努めます。

（2）多様な担い手の育成

本町農業を維持・発展させていくために、農業経営に意欲がある中核的農家を支える仕組みを構築します。

また、本町の農業は小規模農家が多いことから、青年農業者・農業女子による新たなビジネスの立上げや生産者のグループ化など、地域が必要とする多様な担い手の確保・育成に向けた取組を支援します。

◆施策区分（基本施策）「3 農地の有効利用」

（1）農地利用集積の推進

地域の中核となる意欲ある担い手に、農地中間管理事業*の導入などにより農地を効率的に集積し、安定的な経営が確立されるよう、農地の有効利用を図ります。

また、農地の出し手と受け手のマッチングを適切に進めるために、農地の賃貸借情報をデータベース化していきます。

（2）遊休農地対策の推進と農村環境の保全

町民の理解と協力を得ながら、遊休農地の再生・活用を図り、田園風景や町に点在する畑地・果樹園の景観を維持・保全していきます。

また、農薬や化学肥料の使用量を低減する環境保全型農業を推進することで、町民の農業・農地への理解や地産地消の推進につなげていきます。

◆施策区分（基本施策）「4 農業とのふれあいの推進」

（1）町民との交流の場の拡大

町民が農業とふれあえる機会や農業者と交流する場をつくり、情報発信することで、伊奈町農業・農業者への理解や絆づくり、地域コミュニティの形成につなげていきます。

（2）多様な形での町民参加の促進

援農ボランティア制度（P53参照）を推進し、町民が農業振興と農地を保全する活動に参加しやすい環境を整備していきます。

***農地中間管理事業**：高齢などを理由に農業をリタイアする農業者等の農用地を農地中間管理機構（埼玉県では公益財団法人埼玉県農林公社）が農地の中間的受け皿となり、借り受け集積し、意欲ある担い手（受け手）へ貸し付けることで、農地の集積、耕作放棄地の解消を推進する事業。

3. 目標指標

これまでの活動実績を踏まえ、令和10年度の最終目標指標を以下のとおり定めます。

◆地産地消及び6次産業化の推進

項目	現状値		目標値
	(平成30年現在)	令和4年度 (実績)	令和10年度
学校給食における農産物の町内産割合	22%	23%	30%
新たな農商工連携開始件数(累計)	—	4件	20件

◆担い手の育成

項目	現状値		目標値
	(平成30年現在)	令和4年度 (実績)	令和10年度
新規就農者数(累計)	4人	2人	8人
新たな生産者グループへの参加農業者数(累計)	—	3人	10人

◆農地の有効利用

項目	現状値		目標値
	(平成30年現在)	令和4年度 (実績)	令和10年度
利用権設定面積	29ha	77ha	100ha
農村環境保全活動の取組面積 ^{※1}	56.5ha	58.4ha	65ha

◆農業とのふれあいの推進

項目	現状値		目標値
	(平成30年現在)	令和4年度 (実績)	令和10年度
体験・観光農園を実施した果樹園数	—	2箇所	5箇所
町が主催・協力する体験交流事業参加者数 ^{※2}	—	67人/年間	100人/年間
援農サポーター登録者数	—	13人	25人

※1 交付金等を活用した農村環境保全活動に関わる面積

※2 学校等の体験学習を除く延べ人数

4. 施策の体系

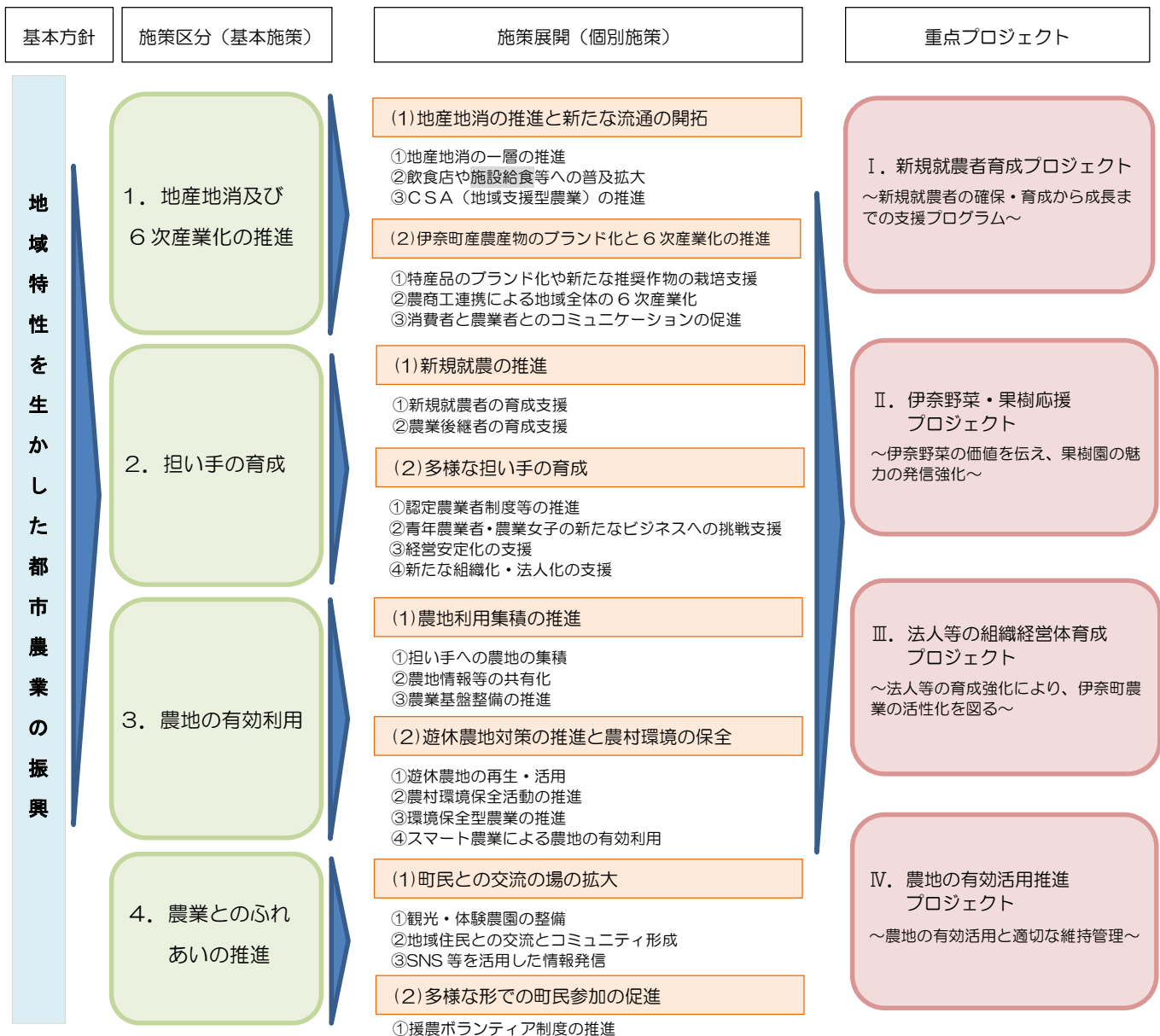
本プランは、基本方針と4つの施策区分（基本施策）に基づき、23の個別施策と施策横断的かつ5年以内に優先的に取り組むべき4つのプロジェクトを重点プロジェクトとして設定します。

伊奈町農業の目指す姿（ビジョン・ステートメント）

町民との交流や町民の参加、地域内の事業者の連携を推進することにより、

- (1) 安心・安全でおいしい農産物の安定供給、
- (2) 地域全体の6次産業化による付加価値の向上、
- (3) 田園風景や町に点在する畑地・果樹園の景観の維持・保全、
- (4) 人とのつながりの場、地域コミュニティの形成、

を図り、“町民や農業者の『豊かで充実した暮らし』の実現”を目指します。



5. SDGsの推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。


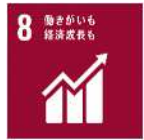




17のゴールと169のターゲットから構成され、日本としても積極的に取り組んでいます。

農業は、SDGsが目指す目標との関連性が強く、持続可能な農業を実現することがSDGsの目標達成に直接つながる分野であると言えます。

同時に、17のゴールを追求することによって地域課題を解決するとともに、地域における資金の還流と再投資による自律的好循環を生み出し、SDGsを原動力とした地方創生を推進していくことが求められています。

特に以下の目標が、農業と関連の深いSDGsの目標と考えられます。

なお農林水産省では、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、持続可能な食料システムを構築することが急務となっていたことから、令和3年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略^{*}」を策定しました。

	目 標
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	持続可能な消費生産形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

^{*}みどりの食料システム戦略：将来にわたって食料の安定供給を図るため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する持続可能な食料システム

第4章 施策展開（個別施策）

本章では、第3章で示した4つの施策区分（基本施策）に対応して、個別施策として具体的な取組内容を示します。個別施策ごとに、「目指す方向（施策の概要）」、「主な取組内容（施策の展開）」、「取組主体」として整理しています。

1 地産地消及び6次産業化の推進

（1）地産地消の推進と新たな流通の開拓

消費者である市民の期待やニーズに応え、新鮮で安心・安全な魅力ある地元農産物を安定生産し、直売所や地元量販店、飲食店、施設給食など、様々なかたちで提供できるように販路の充実を図り、消費拡大につなげていきます。

また、伊奈町の田園風景を守り続けるため、地域住民が地元農業を支えるCSA（地域支援型農業）の取組を推進します。

【個別施策】

- 個別施策 1-(1)-① 地産地消の一層の推進
- 個別施策 1-(1)-② 飲食店や施設給食等への普及拡大
- 個別施策 1-(1)-③ CSA（地域支援型農業）の推進

個別施策 1-(1)-① 地産地消の一層の推進

◆目指す方向（施策の概要）

本町には、農協が運営する農産物直売所「四季彩館」等の地産地消の場がありますが、立地や情報発信など、消費者である町民の期待やニーズに答えきれていない状況が見られます。また近隣のさいたま市や上尾市にも町民が利用する量販店等があり、地産地消を拡大する余地があります。

今後は、町民に伊奈町産農産物の新鮮さや安全性を積極的に情報発信するとともに、農業者による小規模な直売所の開設や、ひる市・夕方市の開催、町内及び近隣量販店地場野菜コーナーを通じた販売拡大など、今まで以上に地産地消の推進を図っていきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①伊奈町産野菜の魅力の向上

少量多品目で鮮度や安心・安全にこだわるとともに、高栄養価や健康志向のニーズに対応するなど、高付加価値化と魅力の向上を図り、消費者である町民の購買意欲の向上につなげます。

②地産地消カレンダー及びマップの作成

伊奈町産農産物の栽培カレンダーや購入できる場所、提供している飲食店のマップを作成するなど、情報発信を強化していきます。

③近隣量販店を通じた販売拡大

地場野菜コーナーを設置する町内及びさいたま市や上尾市の近隣量販店へ、多品目の新鮮な伊奈町産野菜を提案していきます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎			○	◎	△	△ (飲食店・量販店)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

個別施策 1-(1)-② 飲食店や施設給食等への普及拡大

◆目指す方向（施策の概要）

伊奈町産の農産物を普及拡大していくためには、各品目のニーズに応じて安定供給する必要がありますが、個々の生産者では供給力に課題があります。

今後は飲食店をはじめ、病院や学校等の施設給食へ地場農産物の利用を拡大し、供給体制や品質、価格などの問題解決、ニーズに合った体制を構築していきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①飲食店とのネットワークの構築（後掲 3-(2)-③）

町内のレストランやカフェ等の飲食店とのネットワークを構築し、安心・安全な地元野菜の供給を図っていきます。

②学校給食センターと生産者の連携

学校給食で求められる品目や納品形態について、学校給食センターと協議する場を設けるとともに、食育について農業者等の協力を得て推進していきます。

③生産者グループの形成（一部後掲 2-(2)-④）

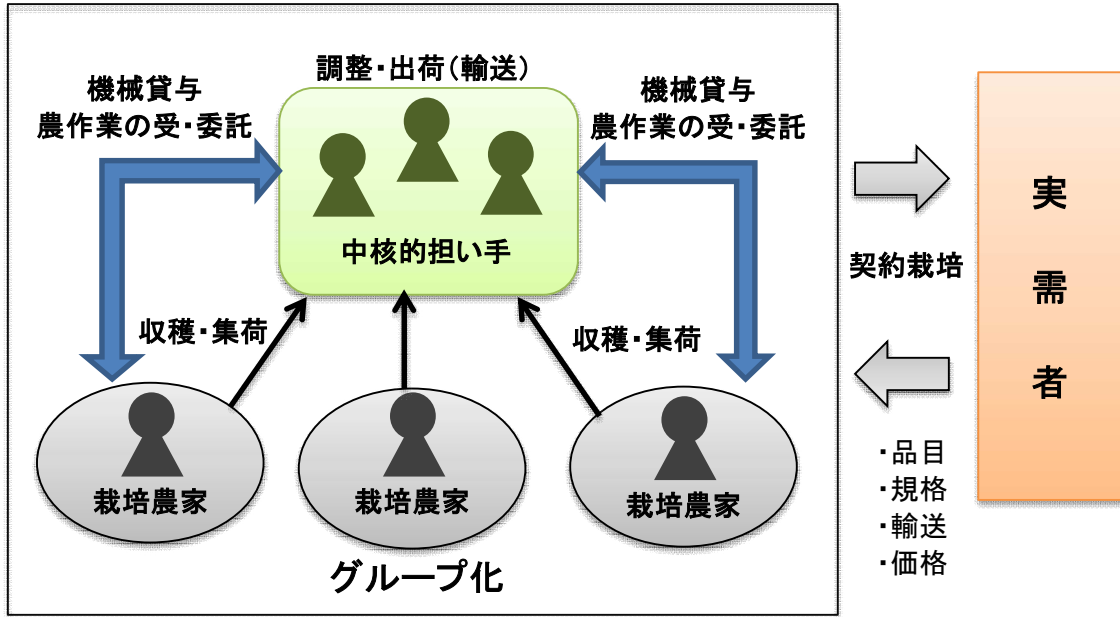
飲食店や施設給食での伊奈町産農産物の利用割合を増やすために、小規模生産者をグループ化することで、供給品目と供給量の拡大を図ります。

◆取組主体

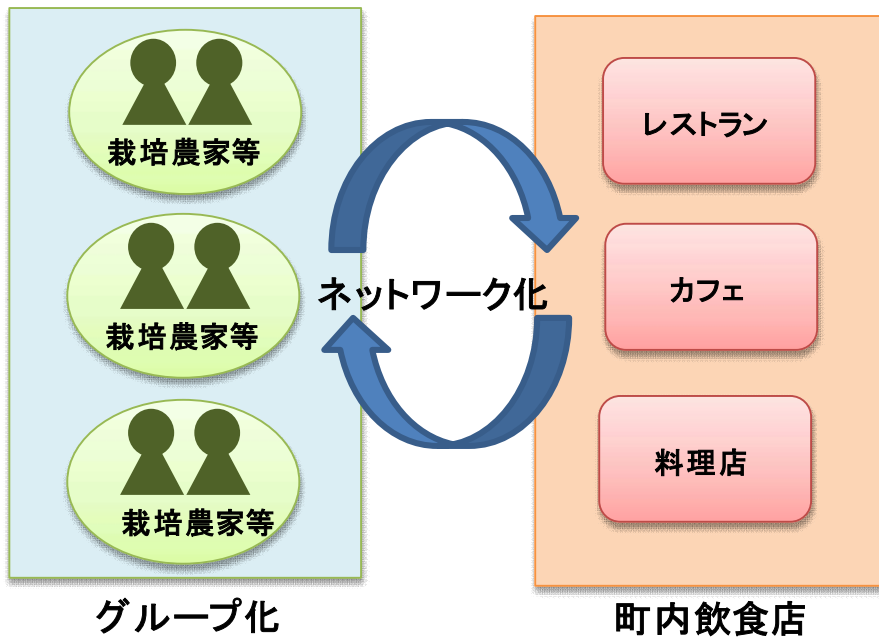
町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎	△ (学校給食センター・元気まちづくり課)		○	◎		△ (飲食店・学校・県農林振興センター等)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

【生産者グループのイメージ図】



【飲食店とのネットワークのイメージ図】



個別施策 1-(1)-③ CSA（地域支援型農業）の推進

◆目指す方向（施策の概要）

伊奈町の田園風景を守り続けるためには、稲作の継続が必要となります。農業者が安心・安全でおいしい特別栽培米*やれんげ米*などの生産を通じた環境保全型農業を実践するとともに、この取組に賛同する地元企業が年間一括購入で地元農業を買い支える、CSA（地域支援型農業）の仕組みを構築しました。

CSR（社会貢献）活動に取り組む地元企業に対して、地域貢献や農業体験など社員への福利厚生として活用できるメリットを提案し、この取組を推進するとともに、地域住民が継続して購入できるCSAモデルの構築を検討していきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①地元企業との一括購入契約の拡大

本事業の趣旨に賛同し、サポートする地元企業を積極的に募集します。企業契約を増やすことで、CSAの運営が安定的なものとなります。

②町民向けCSAモデルの構築

安心・安全でおいしい地元の特別栽培米に対する町民の理解を深め、年間購入できる仕組みを検討します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町 民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
○			△	○	△	○ (事業者)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

*特別栽培米（農産物）：地域の慣行レベルに比べて、節減対象農薬（使用回数）と化学肥料（窒素成分量）の双方を5割以上削減して栽培されたものとして、埼玉県の認証を受けた農産物。

*れんげ米：苗を植える前にれんげ畑をつくり、花が咲き終えた頃、田んぼと一緒に耕して発酵させ、それを有機肥料として育てたお米のこと。

(2) 伊奈町産農産物のブランド化と6次産業化の推進

伊奈町産農産物の価値を見直し、消費者である町民から愛され応援される農産物や加工品等の高付加価値化を図り、ブランド化につながる取組を進めます。

また、地域内の生産、加工、流通販売や、体験・交流などを結びつける地域全体の6次産業化を推進します。

【個別施策】

- 個別施策 1-(2)-① 特産品のブランド化や新たな推奨作物の栽培支援
- 個別施策 1-(2)-② 農商工連携による地域全体の6次産業化
- 個別施策 1-(2)-③ 消費者と農業者とのコミュニケーションの促進

個別施策 1-(2)-① 特産品のブランド化や新たな推奨作物の栽培支援

◆目指す方向（施策の概要）

本町の特産品である梨やぶどうは手間暇かけて栽培され、一定基準を満たした梨は「黄金の雫」として百貨店等で販売されています。一方、直売所などで町民向けにも販売されていますが、付加価値の高い魅力ある特産品としては認知されていない状況です。

今後は、梨やぶどうの価値を見直し、消費者である町民から愛され応援される農産物や加工品等の高付加価値化を図り、ブランド化につながる取組を進めます。

また、梨・ぶどう以外の果樹、のらぼう菜など、新たな推奨作物の栽培を支援します。

◆主な取組内容（施策の展開）

①特産品のブランド化

本町の特産品である梨やぶどうについて、付加価値の高いギフト・贈答用として販売可能な栽培品目や栽培方法等^{*}の検討を進めたいと、ブランド化を図ります。

※皮ごと食べられるシャインマスカットを無農薬で栽培するなど。

②伊奈町産農産物のブランド化（次頁参照）

伊奈町産農産物の特徴や価値を見直し、消費者である町民から愛され応援される農産物や加工品等の高付加価値化を図り、ブランド化につながる取組を進めます。

③新たな推奨作物の栽培支援（後掲 3-(2)-①）

遊休農地の活用を含めて、梨・ぶどう以外の果樹、のらぼう菜など、新たな推奨作物の栽培を支援します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町 民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
○	△ (元気まちづくり課)		△	○	△	△ (観光協会・商工会)

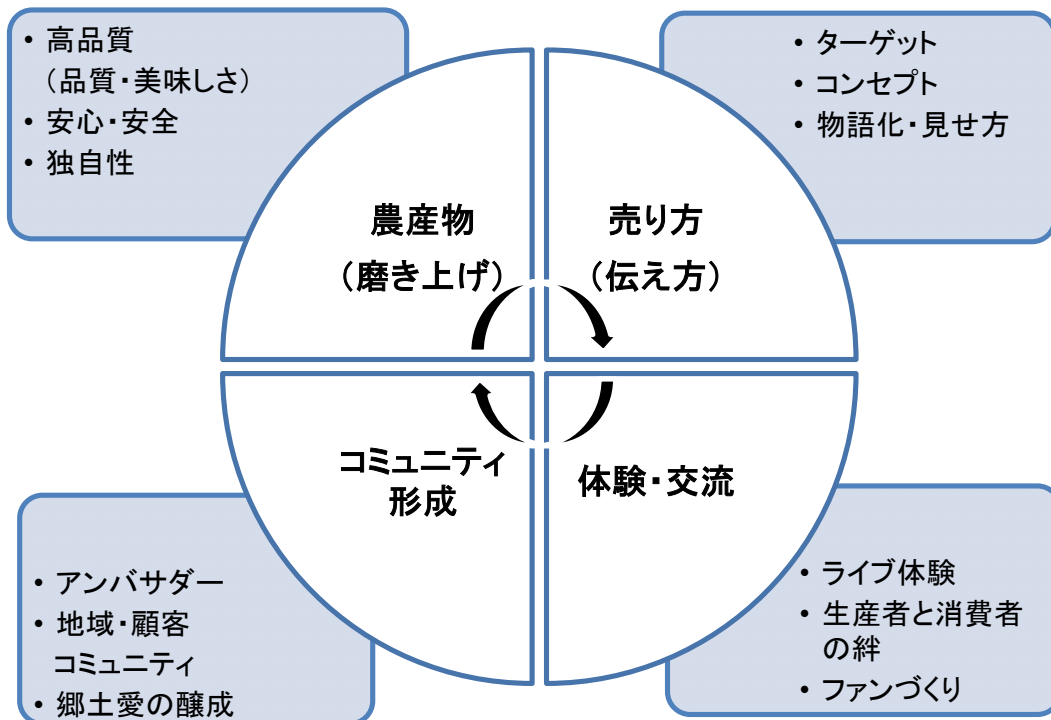
◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

^{*}のらぼう菜：アブラ菜科の野菜。第 10 代関東郡代伊奈忠宥(ただおき)が地元の名主に命じて、江戸近郊の村々にのらぼう菜の種子を配布した。のらぼう菜の普及により、天明の大飢饉（1782～1788 年）や天保の大飢饉（1833～1839 年）の際、人々を飢饉から救ったとされる。

伊奈町産農産物のブランド化

農産物のブランド化というと単なる新商品開発や販売促進活動（プロモーション、認証制度、ネーミングの統一など）であったりするケースも見られますが、伊奈町産農産物のブランド化は、その特徴や価値を見直し、ターゲットである消費者（町民）への伝え方の工夫や交流を通じて生産者と消費者との絆をつくり、消費者の優先的な購買につなげていきます。

また、生産者と消費者の絆から口コミ等で友人や知人に勧めてくれる熱心なファン（アンバサダー）が生まれ、ファン同士のコミュニティが形成されると生産者と消費者の絆は一層深まります。地域の生産者や農産物に対する愛着・誇りにより郷土愛が醸成され、大切な人への贈答品やギフトに活用されることが期待できます。本プランでは、このような考え方をベースに地産地消や6次産業化、農業体験・交流を推進していきます。



個別施策 1-(2)-② 農商工連携による地域全体の6次産業化

◆目指す方向（施策の概要）

伊奈町産農産物の利用拡大や高付加価値化を図るためには、地域内で生産、加工、流通販売や農業体験などを結びつけた6次産業化に取り組む必要があります。町内には農産物の一次加工ができる事業者が少ないため、他地域の事業者との連携も有効です。

これら地域連携や農商工連携による地域全体の6次産業化に取り組むきっかけづくりの場を提供することで、地元農産物の利用拡大とともに、伊奈町ならではのレシピや商品の開発につなげていきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①農商工連携勉強会・交流会等の開催

地域内の農業者や商工業者、近隣市の一次加工事業者、大学等を交えた農商工連携のための勉強会や交流会等を開催し、農商工連携のきっかけづくりを行います。

②伊奈町ならではのレシピや商品の開発

伊奈町産の農産物を活用し、地域特性を活かした伊奈町ならではのレシピや商品開発につなげていきます。

③コーディネーターの育成

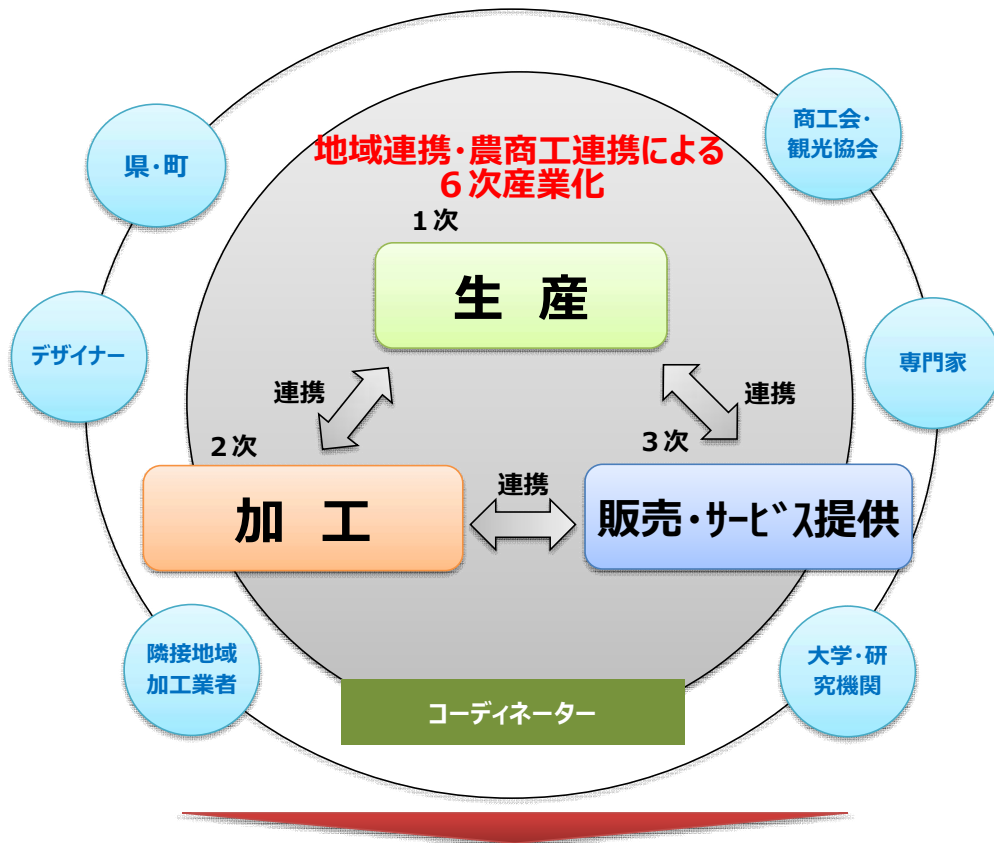
農商工連携を推進するために、農業、食品メーカー、飲食店などの各主体間をつなぐ役割を担うコーディネーターを育成します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎	○ (元気まちづくり課)			○		○ (商工会・観光協会・大学・事業者等)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

【地域全体の6次産業化※のイメージ】



農業を中核に地域内全産業のパフォーマンスを最大化

※地域全体の6次産業化は、地域の農業者と商工業者の連携に加え、大学・研究機関、行政・支援機関、デザイナーや専門家等が協力し、地域全体に新たな付加価値を生み出す取組を表す言葉として使用します。

個別施策 1-(2)-③ 消費者と農業者とのコミュニケーションの促進

◆目指す方向（施策の概要）

伊奈町農業の応援者となる消費者を増やすためには、農業者の思いやこだわり、農産物の特徴を活かした調理法など、消費者の好奇心を刺激するイベントの開催等を通じて、消費者と農業者とのコミュニケーションの促進を図っていきます。

また、農業者が消費者目線の価値観やその伝え方を学ぶマーケティング・ブランディング*の勉強会を開催します。

◆主な取組内容（施策の展開）

①消費者と農業者とのコミュニケーション機会の創出

農産物直売所「四季彩館」やマルシェの開催等を通じて、消費者と農業者とのコミュニケーションの場を設け、優先的な購買につなげるきっかけづくりを行います。

②飲食店との連携によるコミュニケーションの促進

町内の飲食店（レストラン・カフェ等）と連携し、農業者を囲む試食やコミュニケーションの場を提供し、伊奈町農業・農業者の応援者づくりを行います。

③農業者向け勉強会の開催

安心・安全でおいしい農産物を消費者に提供したいという、農業者の思いやこだわりを消費者目線で伝えるマーケティング・ブランディングの勉強会を開催します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
○	△ (元気まちづくり課)		△	○	○	○ (飲食店)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

*ブランディング：ブランドとは、ある商品やサービスを同種の商品やサービスと区別するためのあらゆる概念。ブランディングは、ブランドに対する共感や信頼などを通じて顧客にとっての価値を高めていくこと。

2. 担い手の育成

(1) 新規就農の推進

農業者の高齢化や担い手不足に対応し、新規就農者を確保・育成するための体制整備や、企業を退職したシルバー世代などの活用を図ります。

また、農家の後継者が本町農業に魅力と可能性を感じ、Uターン就農につながるような環境づくりに努めます。

【個別施策】

- 個別施策 2-(1)-① 新規就農者の育成支援
- 個別施策 2-(1)-② 農業後継者の育成支援

個別施策 2-(1)-① 新規就農者の育成支援

◆目指す方向（施策の概要）

農業者の高齢化や担い手不足が進行する中で、非農家から新たに就農を希望する新規就農者を確保・育成することが必要になっています。新たな担い手の確保には積極的な募集活動を行うとともに、埼玉県や農協などとタイアップすることで相談体制を充実させ、企業を退職したシルバー世代などの活用も図ります。

また、担い手の育成にあたっては、研修期間及び収益が安定するまでの間、国や埼玉県からの交付金（就農準備資金・経営開始資金（農業次世代人材投資資金*）など）の活用に加え、独自の助成制度についても検討します。

◆主な取組内容（施策の展開）

①新規就農者の積極的な募集及び相談窓口の設置

新たな担い手の確保を目的に、新規就農者の積極的な募集活動を行うとともに、埼玉県や農協などと連携した相談窓口を設置し、きめ細かな対応を行います。

②新規就農者育成支援プログラムの作成

新規就農者の不安を解消するため、新規就農から経営安定までの支援内容をまとめた支援プログラムを作成し、伊奈町での就農の魅力を伝えます。

③新たな担い手の育成支援

農地法の一部が改正され、農地取得時における「下限面積要件」が撤廃されました。新たな担い手確保の可能性が広がったことから、多様な人材の確保と育成に努めます。

④シルバー世代等の活用

定年後に就農を希望する町民などに対して、援農ボランティアからパートや新規就農へのステップアップを支援します。

⑤町独自の助成制度の検討

研修期間及び収益が安定するまでの間、国や埼玉県からの交付金の活用に加え、独自の助成制度についても検討します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎			○	△		○ (県農林振興センター)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

* 農業次世代人材投資資金：旧青年就農給付金。次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（就農準備資金（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始資金（3年以内））を交付するもの。

個別施策 2-(1)-② 農業後継者の育成支援

◆目指す方向（施策の概要）

農業分野では後継者不足が叫ばれていますが、社会環境が変化する中、若者に農業の魅力を伝える取組も増えており、本町においても潜在的にUターン就農を考える後継者が存在する可能性があります。

本町農業の魅力と可能性が実感できるような体験や交流の場の提供など、Uターン就農者の育成を支援します。

◆主な取組内容（施策の展開）

①農家の後継者向け情報提供

都心等で働く未就農の子息・子女等を対象に、本町農業の魅力と可能性に関する情報提供を通じて、Uターン就農へのきっかけづくりを行います。

②果樹園を活用した新ビジネスの支援（後掲 4-(1)-①）

果樹園等を活用した新たなビジネス（体験、交流、直売、加工等）を展開する農業者を支援し、本町農業の魅力や可能性を発信していきます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎			○	△		

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

(2) 多様な担い手の育成

本町農業を維持・発展させていくために、農業経営に意欲がある中核的農家を支える仕組みを構築します。

また、本町の農業は小規模農家が多いことから、青年農業者・農業女子による新たなビジネスの立上げや生産者のグループ化など、地域が必要とする多様な担い手の確保・育成に向けた取組を支援します。

【個別施策】

- 個別施策 2-(2)-① 認定農業者制度等の推進
- 個別施策 2-(2)-② 青年農業者・農業女子の新たなビジネスへの挑戦支援
- 個別施策 2-(2)-③ 経営安定化の支援
- 個別施策 2-(2)-④ 新たな組織化・法人化の支援

個別施策 2-(2)-① 認定農業者制度等の推進

◆目指す方向（施策の概要）

小規模な農業経営者の減少に歯止めがかからない中、伊奈町農業の生産量を維持し農地を保全していくためには、中核的農家が受け皿となり経営規模を拡大することが期待されます。

農業経営の規模拡大や生産方式・経営管理の合理化など、農業者が農業経営改善に意欲的に取り組むことにより様々な支援が受けられる認定農業者制度*等の活用を促進するとともに、本町の中核的農家として営農意欲ある農業者に対して経営相談や経営支援を行います。

◆主な取組内容（施策の展開）

①認定農業者等の育成

効率的で安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者に対し、認定農業者制度のメリットや認定手続きについて情報提供を行うなど、中核的農家の育成を図ります。

②認定農業者等の経営基盤の強化

国や埼玉県補助事業等の活用を図るとともに、経営相談や経営支援を行い、認定農業者など中核的農家の経営基盤を強化します。

③認定農業者等の経営規模拡大支援

経営規模の拡大を目指す認定農業者等に対して、農地のあっせんや販路拡大に向けた取組を積極的に支援します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
○		○	○	◎		△ (県農林振興センター)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

*認定農業者制度：農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

個別施策 2-(2)-② 青年農業者・農業女子の新たなビジネスへの挑戦支援

◆目指す方向（施策の概要）

地産地消や農商工連携、6次産業化など新たな農業ビジネスを進めるうえで、意欲ある青年農業者や消費者目線を持った農業女子は重要な担い手と期待されます。一方、新たなビジネス等の立上げには、一人では難しいことが多く、協力者や様々な連携も必要になってきます。

青年農業者や農業女子の組織化・グループ化を通じて、相互の情報交換により各自の農業経営の改善やレベルアップを図るとともに、農商工連携や6次産業化など新たな農業ビジネスや共同事業への展開が促進されるよう支援を行います。

◆主な取組内容（施策の展開）

①青年農業者・農業女子向けの勉強会の開催

農商工連携や6次産業化などをテーマとした勉強会を定例的に開催し、相互の情報交換だけでなく、新たな共同事業等への展開を促します。

②青年農業者・農業女子の組織化・グループ化

新規就農希望者が同世代農業者とつながりを持ち、日々の営農に関する悩み等について気軽に相談できる体制づくりを通じて、新規就農を支援します。

③新たなビジネスへの挑戦支援

青年農業者や農業女子が新たな農業ビジネスや共同事業を立ち上げる場合は、埼玉県農林振興センター等と連携し、様々な支援策を講じます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町 民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
○			○	○		△ (県農林振興センター)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

個別施策 2-(2)-③ 経営安定化の支援

◆目指す方向（施策の概要）

中核的担い手を目指す新規就農者等にとっては、資金調達が難しく設備投資が課題となる一方で、高齢化・離農等により使われないまま保管されている機械が増加する傾向にあります。また、収穫作業等繁忙期の人手不足が経営の安定化や規模拡大の阻害要因となることがあります。

新規就農者等の設備投資の負担を軽減するため、賃借や譲渡等が可能な農業機械の情報を収集し、農業機械を必要としている新規就農者等へ情報提供します。

また、農業技術等を習得した町民を「援農サポーター（P.53 「援農ボランティア制度」参照）」として登録し、パート等として必要とする生産者に派遣する体制づくりを構築します。

◆主な取組内容（施策の展開）

①農業機械の有効利用の促進

高齢化・離農等により使われていない農業機械の賃借や譲渡等が可能な情報を収集し、新規就農者等へ情報提供するなど、農業機械の有効利用を促進します。

②援農サポーターの活用（後掲 4-(2)-①）

町民で一定レベルの技術を習得した方を「援農サポーター」として登録し、必要に応じて、中核的農家に派遣する仕組みをつくります。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎		○	○	○	△	

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

個別施策 2-(2)-④ 新たな組織化・法人化の支援

◆目指す方向（施策の概要）

本町では小規模農家が多く、定年帰農者や生涯現役を志向する農家など多様な担い手による地域農業の活性化が求められています。

中核的担い手を中心に、農業機械の共同利用や出荷・調整、販売の面で、緩やかに連携する新たな営農組織（生産者グループ）を組成することで、直売所（小規模流通）や市場出荷（大規模流通）の他、飲食店や病院、学校等の施設給食等への中規模流通へ展開していくことが可能となります。

◆主な取組内容（施策の展開）

①生産者のグループ化等への支援（一部再掲 1-(1)-②）

農業機械の共同利用や出荷・調整、販売の面で、緩やかに連携する新たな営農組織（生産者グループ）づくりに取り組むとともに、グループとして農業に取り組む場合は、機械の購入やリース、農地のあっせん等について支援を行います。

②法人化及び経営規模拡大への支援

個人農業者の大規模化や法人化を促進するために、専門家を派遣するほか、経営の効率化や規模拡大に向けた支援を行います。

③農業経営の複合化への取組支援

経営規模を拡大するためには一定の従業員を確保する必要があります。そのためには通年収入を確保する必要があり、米や露地栽培、ハウス栽培などの組み合わせについて検討します。また、農作業の受託支援などの展開も想定されます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
○		○	○	○		○ (県農林振興センター)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

3. 農地の有効利用

(1) 農地利用集積の推進

地域の中核となる意欲ある担い手に、農地中間管理事業の導入などにより農地を効率的に集積し、安定的な経営が確立されるよう、農地の有効利用を図ります。

また、農地の出し手と受け手のマッチングを適切に進めるために、農地の賃貸借情報をデータベース化していきます。

【個別施策】

- 個別施策 3-(1)-① 担い手への農地の集積
- 個別施策 3-(1)-② 農地情報等の共有化
- 個別施策 3-(1)-③ 農業基盤整備の推進

個別施策 3-(1)-① 担い手への農地の集積

◆目指す方向（施策の概要）

担い手の減少や高齢化などにより管理が困難になりつつある農地を、農地中間管理事業などにより、中核的担い手（認定農業者等）や新規就農者（認定新規就農者*等）などの意欲のある農業者に集積し、農業経営の規模拡大を図ります。

また、農地が分散すると農作業が非効率となることから、農地中間管理事業等を活用し、意欲ある農業者に条件の良い農地の集積・集約化を図ります。

◆主な取組内容（施策の展開）

①「地域計画」の策定支援

「人・農地プラン」の法定化に伴い、新たに「地域計画」の策定が求められています。地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集約化等を進めていきます。

②農地中間管理事業の活用

農地を有効活用及び作業の効率化を図るために農地中間管理事業を活用し、意欲ある農業者に条件の良い農地の集積・集約化を図ります。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町 民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎		○	○	○		△ (県農林公社等)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

*認定新規就農者：新たに農業経営を営もうとする農業者（青年等）であって、自らの農業経営の目標を記した青年等就農計画を作成し市町村の認定を受けた者。

個別施策 3-(1)-② 農地情報等の共有化

◆目指す方向（施策の概要）

高齢化の進展と後継者不足から、農地を貸したい、農作業を委託したいという意向を持つ農家が増加傾向にある一方で、規模拡大を希望する農業者や新規就農者など、新たに農地を確保したいというニーズも存在しています。

今後は、遊休農地となる前の潜在的な情報を含めて、農地の賃貸借情報をデータベース化するとともに、農地の出し手と受け手のマッチングを適切に進める必要があります。

また、農地情報だけではなく、農作業の受・委託や機械・施設の譲渡・賃貸意向等も合わせて整理します。

◆主な取組内容（施策の展開）

①農地情報等のデータベース化

町と農業委員会が農地の賃貸借情報等を登録し、データベース化していきます。

②農地の適切なマッチング

認定農業者や認定新規就農者等の中核的担い手へのマッチングを優先しますが、新規就農者や定年後の新規就農希望者への活用も図ります。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町 民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎		○	○	○		

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

個別施策 3-(1)-③ 農業基盤整備の推進

◆目指す方向（施策の概要）

農業経営の基盤である農地を適切に保全し生産性の向上を図るためには、農地の区画拡大だけでなく、農道や用排水路の適切な維持管理が重要です。

また、農業施設の老朽化も深刻で早急な対策が求められています。

財源が厳しい中ではあるものの、今後とも適切な維持管理を実施していきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①農地整備推進と農道等の施設機能確保

効率的で生産性の高い農業を目指し、農地の区画拡大・集約化などの農地整備を推進します。

また、農道や用排水路などは計画的かつ適切に補修し、施設機能を確保します。

②農業施設の適切な管理

農業用ポンプなど、老朽化の進んでいる農業施設に関しては、適切な修繕を行うことで、長寿命化を図っていきます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町 民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎			△	○		

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

(2) 遊休農地対策の推進と農村環境の保全

町民の理解と協力を得ながら遊休農地の再生・活用を図り、田園風景や町に点在する畑地・果樹園の景観を維持・保全していきます。

また、農薬や化学肥料の使用量を低減する環境保全型農業を推進することで、町民の農業・農地への理解や地産地消の推進につなげていきます。

【個別施策】

- 個別施策 3-(2)-① 遊休農地の再生・活用
- 個別施策 3-(2)-② 農村環境保全活動の推進
- 個別施策 3-(2)-③ 環境保全型農業の推進
- 個別施策 3-(2)-④ スマート農業による農地の有効利用

個別施策 3-(2)-① 遊休農地の再生・活用

◆目指す方向（施策の概要）

定期的な農地パトロールにより農地の現状把握に努め、再生可能な遊休農地は耕作可能な状態に整え、規模拡大を目指す認定農業者や認定新規就農者等へ農地の利用集積を促進するほか、のらぼう菜など新たな推奨作物を栽培することで、地域の活性化に役立てていきます。

また、条件の悪い農地等で受け手が見つかり難い農地については、適切な維持管理と新たな活用方法を検討していきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①担い手への集積

遊休農地の拡大を防止するため、認定農業者や認定新規就農者等へ農地の利用集積を促進します。

②適切な維持管理と新たな活用方法の検討

条件の悪い農地等で受け手が見つからない遊休農地は、適切な維持管理のほか、研修農場として活用することなどを検討します。また、農地法の一部が改正され、農地取得時における下限面積が撤廃されたため、小規模農地については、新たな担い手による活用も推進していきます。

③新たな推奨作物の栽培支援（再掲 1-(2)-①）

梨・ぶどう以外の果樹、のらぼう菜など新たな作物の栽培を推奨し、地域の活性化に役立てていきます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎		○		○	△	

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

個別施策 3-(2)-② 農村環境保全活動の推進

◆目指す方向（施策の概要）

本町の農地は、農業生産の基盤であるとともに、田園風景や点在する畑地・果樹園の景観形成、環境保全など多面的機能を持つ地域の貴重な資源であり、農業者だけではなく、町民との協業のもとで、保全・管理を行うことが望まれます。

今後、農業者の高齢化が一層進むことが想定されることから、農村環境保全活動のための新たな住民参画の手法を確立していきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①景観・緑肥作物の栽培推奨

田畑にレンゲ草やコスモスなどの景観・緑肥作物の栽培を推奨して、土づくりや農地の保全管理、景観形成につなげていきます。

②援農ボランティアや地域住民の協力（一部後掲 4-(2)-①）

援農ボランティアや地域住民が、町の田園風景や点在する畑地・果樹園の景観の保全管理活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

③農村環境保全活動に関わる交付金等の活用支援

地域の農業者が中心になって取り組んでいる農用地や水路などを保全管理する活動に対して、国から交付される交付金等の活用支援を行います。

④鳥獣被害対策の推進

本町においても、比較的被害額は少ないものの、ハクビシンやアライグマ等による農作物の被害が確認されており、被害の拡大防止に継続して取り組みます。

⑤災害時に備えた防災空間の維持

農地には火災の延焼防止機能や災害時の仮設住宅建設などの防災空間としての役割があることを踏まえ、適切な環境保全に努めます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎		○	○	○	○	

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

個別施策 3-(2)-③ 環境保全型農業の推進

◆目指す方向（施策の概要）

都市近郊で住宅と農地が近接する本町において、農薬や化学肥料の使用量を低減する環境保全型農業の取組は、農地の保全のみならず、新鮮で安心・安全な食材の供給という観点から、農産物の付加価値向上にもつなげることができます。

今後、特別栽培農産物やみどり認定*の取得など環境保全型農業を推奨し、町民の農業・農地への理解と地産地消の推進につなげていきます。

また、国は食品安全、労働安全、環境保全それぞれに配慮した持続的な農業経営「GAP*」（良い農業のやり方）を推進しています。埼玉県では独自の「S-GAP*」の取得を推奨しており、GAPの考え方に基づいた取組みを支援していきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①環境保全型農業の推進

特別栽培米・れんげ米や減農薬で栽培した野菜など、安心・安全へのこだわりをグループの取組、更には町全体に展開することで訴求力の向上を図り、町民の理解と地産地消の促進につなげていきます。

②飲食店とのネットワークの構築（再掲 1-(1)-②）

町内のレストランやカフェ等の飲食店とのネットワークを構築し、安心・安全な地元野菜の供給を図っていきます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎	△ (元気まちづくり課)			○		△ (商工会・飲食店)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

*みどり認定：環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する実施計画を知事が認定する制度。

*GAP：Good Agricultural Practice の略（良い農業のやり方）農業に関する法律や規則、モラルを守ることにより、食品安全、労働安全、環境保全それぞれに配慮した持続的な農業経営をすること。

*S-GAP：GAPの取組のさらなる普及に向けて、埼玉県が独自に策定したGAP規範。

個別施策 3-(2)-④ スマート農業による農地の有効利用

◆目指す方向（施策の概要）

本町の名前の由来となった伊奈備前守忠次公は、当時の先端技術ともいえる、治水や測量によって農業振興に大きく貢献した本町の誇るべき偉人です。近年、スマート農業の実現に向けた取組が進められていますが、本町が伊奈氏の志を継いで先端技術を活用した農業振興に取り組むことは大変意義のあることと思われます。

人工衛星やドローンによるリモートセンシング*技術やIoT*については、圃場管理や農地の利用状況の把握など、高品質栽培や農地の有効利用に活用できる可能性があることから、本町に適した活用方法を検討します。

◆主な取組内容（施策の展開）

①環境保全型農業への活用

リモートセンシング技術やIoTにより圃場や農作物の生育状況を管理することで、減農薬や化学肥料を使用しない環境保全型農業への活用可能性を検討します。

②遊休農地対策への活用

リモートセンシング技術により町内の農地の利用状況を把握し、遊休農地対策に活かすことを検討します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町 民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎		○	○	○		○ (事業者)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

*リモートセンシング：人工衛星や航空機などにセンサーを搭載し遠く離れた対象物を観測する方法を指す言葉。

*IoT：コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

4. 農業とのふれあいの推進

(1) 町民との交流の場の拡大

町民が農業とふれあえる機会や農業者と交流する場をつくり、情報発信することで、伊奈町農業・農業者への理解や絆づくり、地域コミュニティの形成につなげていきます。

【個別施策】

- 個別施策 4-(1)-① 観光・体験農園の整備
- 個別施策 4-(1)-② 地域住民との交流とコミュニティ形成
- 個別施策 4-(1)-③ SNS等を活用した情報発信

個別施策 4-(1)-① 観光・体験農園の整備

◆目指す方向（施策の概要）

本町の特産品である梨・ぶどうの高付加価値化やブランド化を図るためには、確かな栽培技術をベースに品質の向上を図っていくとともに、消費者や町民に対して体験や交流を通じて生産者の思いやこだわりを伝えることも必要となってきます。

更に、今後は本町の果樹園における新たなビジネス（体験、交流、直売、加工等）の展開を支援します。

◆主な取組内容（施策の展開）

①果樹園を活用した新ビジネスの支援（再掲 2-(1)-②）

果樹園等を活用した新たなビジネス（体験、交流、直売、加工等）を展開する農業者を支援し、本町農業の魅力や可能性を発信していきます。

②企業ファーム*化の研究

企業のCSR（社会貢献）や福利厚生の一環として農地を活用する企業ファーム化の手法を研究します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎				○	△	△ (事業者)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

*企業ファーム：農地を企業が自社の社会貢献活動や人材育成、顧客サービス、商品開発などに活用できるように契約を結ぶこと。

個別施策 4-(1)-② 地域住民との交流とコミュニティ形成

◆目指す方向（施策の概要）

観光・体験農園は、農業者と消費者との絆づくりだけでなく、参加者同士の交流や地域コミュニティ形成の場にするすることで、農業者と町民の双方が、『豊かで充実した暮らし』を実感することができます。

また、本町の農業と町民の関係性を深化させることで、町民の郷土愛が醸成され、消費者としての地元農産物の優先的な購買につながります。

◆主な取組内容（施策の展開）

①観光・体験農園を活用した交流とコミュニティ形成

観光・体験農園イベントを企画・開催し、農業者と消費者だけでなく、参加者同士の交流を促進し、地域コミュニティの形成につなげていきます。

②農園コーディネーター（仮称）の育成

農業者と消費者（町民）及び参加者同士の交流を促進する役割を担う農園コーディネーター*（仮称）を育成します。

※農園コーディネーター（仮称）は農業者又は援農ボランティアから育成します。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町 民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎	○ (元気まちづくり課)			○	○	△ (観光協会)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

個別施策 4-(1)-③ SNS等を活用した情報発信

◆目指す方向（施策の概要）

地産地消や農業者と消費者である町民との交流を推進することを目的に、庭先直売所に関する情報を収集するとともに、観光・体験農園に関するイベント等を企画します。

これらに関する情報は、町のホームページ等に掲載するなど、情報発信の強化を図ります。

◆主な取組内容（施策の展開）

①庭先直売所の情報収集

果樹園を中心に庭先直売所を設置している農園の情報を収集し、町民向けに情報発信します。

②観光・体験農園イベント等の情報発信

農業者と消費者である町民との交流を目的とした、観光・体験農園イベント等を企画し、企画内容や実施結果について、SNS等を活用して、広く情報を発信します。

③SNS等による情報発信

町民に対するタイムリーで適切な情報提供を目的に、ホームページやSNS等を積極的に活用した情報発信に取り組みます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎	○ (元気まちづくり課)		△	○		△ (観光協会)

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

(2) 多様な形での町民参加の促進

援農ボランティア制度を推進し、町民が農業振興や農地を保全する活動に参加しやすい環境を整備していきます。

【個別施策】

■個別施策 4-(2)-① 援農ボランティア制度の推進

個別施策 4-(2)-① 援農ボランティア制度の推進

◆目指す方向（施策の概要）

企業を退職したシルバー世代や農業への興味・関心の高い町民が、農作業を学び・体験する機会をつくり、そこで得られた経験を活かして農業の応援を行う「援農ボランティア制度（次頁参照）」を創設しました。

援農ボランティアは、一定の技術を習得した方を「援農サポーター」として認定し、生産者へ派遣するだけでなく、町が管理する農地の耕作、直売所や体験・観光農園のサポート、本町の農業の伝道師の役割など、多様な形で町民の農業への参加を促進していきます。

◆主な取組内容（施策の展開）

①援農ボランティア登録者の拡大（一部再掲 3-(2)-②）

町民の農業とのふれあいの機会を確保するとともに、農業者の作業負担軽減を図り、伊奈町農業の全体的かつ持続的な発展に資することを目的に援農ボランティア制度を創設しました。

町民向けセミナーを開催するなどにより、登録者数の拡大を推進します。

②受入れ側（農業者）の理解と環境づくり

援農ボランティア制度の拡大にあたっては、受入れ側である農業者の理解や活用のための環境づくりに努めます。

③援農サポーターの活用（再掲 2-(2)-③）

町民で一定レベルの技術を習得した方を「援農サポーター」として登録し、必要に応じて、中核的農家に派遣する仕組みをつくります。

④町民が参加しやすい環境づくり

様々な形で町民が参加する援農ボランティアの活動を広げていくために、中間支援を行うNPO法人の活用など、町民が参加しやすい環境づくりを進めます。

◆取組主体

町		農業委員会	農協・農業団体等	農業者	町民	その他
アグリ推進課	その他関係課					
◎				○	◎	

◎中心となる取組主体 ○取組主体 △協力

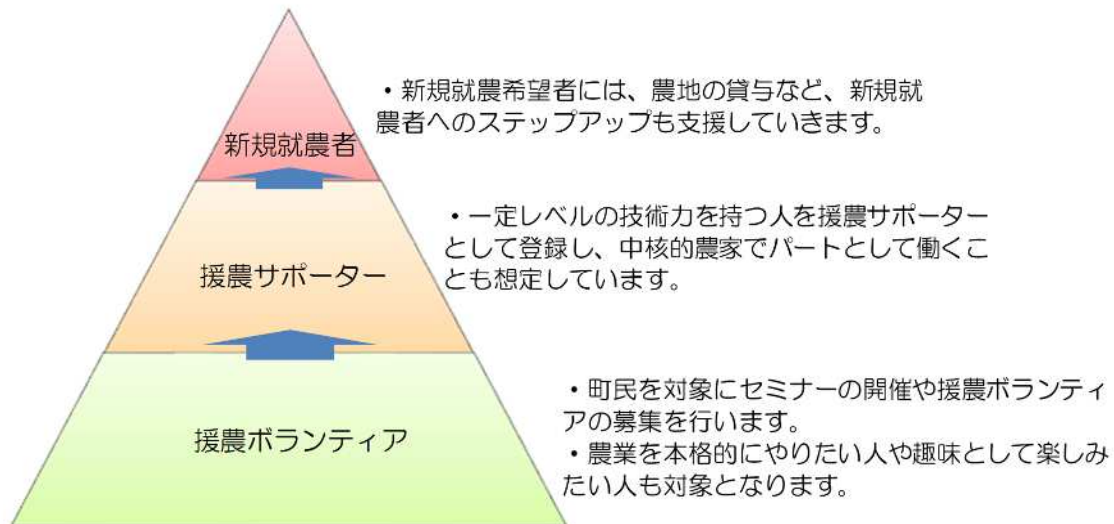
援農ボランティア制度

援農ボランティア制度は、町民の農業とのふれあいの機会を確保するとともに、農業者の作業負担軽減を図り、伊奈町農業の全体的かつ持続的な発展に資することを目的としています。

農家のもとで農作業のお手伝いをしたいという方を、援農ボランティアとして登録します。登録された援農ボランティアは、希望の時期や農作業内容等を考慮したうえで受入農家とマッチングされ、面談を経たうえで派遣されます。

【将来の想定】

作業としては、種まき、植え付けや収穫などが想定されますが、伊奈町では農地の環境保全活動や体験農園の手伝い（農園コーディネーター）なども想定しています。また、農業を本格的にやりたい人は、生産技術を習得したのち中核的農家を支援する「援農サポーター」として登録し、将来的にはパートや新規就農へのステップアップを目指すこともできます。



第5章 重点プロジェクト

本章では、施策体系に掲げた各個別施策を展開するにあたり、施策横断的かつ5年以内に優先的に取り組むべきプロジェクトを重点プロジェクトとして設定します。

重点プロジェクトを先導的に実施することにより、農業者・町民・行政等の協業の取組を促進し、施策全体への波及効果が期待できます。

【重点プロジェクト】

- I. 新規就農者育成プロジェクト
- II. 伊奈野菜・果樹応援プロジェクト
- III. 法人等の組織経営体育成プロジェクト
- IV. 農地の有効活用推進プロジェクト

I. 新規就農者育成プロジェクト

◆プロジェクトの概要（背景・ねらい）

本町では販売農家の減少や高齢化が進んでおり、40歳代以下の農業者は極めて少ない状況となっています。持続可能な農業を実現するためには、若い就農者の確保・育成が急務になっています。

新規就農者に対しては、農業次世代人材投資事業などの国の支援策を活用できますが、営農基盤のない非農家出身者にとっては、農地の確保・拡大や農機具の購入、営農技術の向上、販路開拓などが障壁となることがあります。

本町独自の取組として、新規就農者（原則として「認定新規就農者」）に対して、条件の良い農地の紹介や、農機具の貸与、技術指導、販路開拓情報など、新規就農から成長までの支援プログラムを明示し、農業に興味がある若い就農者が安心して農業に打ち込める環境をつくり、地域農業の持続的発展につなげていきます。

◆実現に向けた取組

（1）新規就農から成長までの支援プログラムの作成（個別施策 2-(1)-①）

- ・新規就農者の不安を解消するため、新規就農から経営安定までの支援内容をまとめた支援プログラムを作成し、伊奈町での就農の魅力を伝えます。

（2）就農希望者の研修受け入れ（個別施策 2-(1)-①）

- ・情報発信力を強化し、新規就農者の積極的な募集活動を行います。
- ・埼玉県農林振興センターや農協等と連携し、就農希望者の町内農家での研修を進めます。
- ・国の農業次世代人材投資事業を活用するとともに、農機具の貸与や営農技術指導の仕組み（農協やベテラン農家とのネットワーク等）をつくりまます。

（3）認定新規就農者の積極的受入れ（個別施策 2-(1)-①）

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者としての受け入れを積極的に進めます。
- ・農地情報等を共有化し、認定新規就農者に対しては優良農地のあっせんを行います。

（4）販路開拓の情報提供（個別施策 1-(1)-①）

- ・新規就農者の事業拡大には、直売所（小規模流通）や農協出荷（大規模流通）以外の販路開拓が必要であり、販売先情報の蓄積・提供を進めていきます。

◆5年後の成果目標

新たな担い手を確保・育成することにより、生産量の維持や遊休農地の発生防止を目指します。

Ⅱ. 伊奈野菜・果樹応援プロジェクト

◆プロジェクトの概要（背景・ねらい）

伊奈町産野菜の特徴は、旬の野菜を少量多品目で栽培し、生産地と消費地が近いことから、新鮮で安心・安全な野菜を提供できることにあり、その価値の伝え方を工夫することが、都市近郊農業を推進するうえで有効と考えられます。

また、梨やぶどうは伊奈町の特産品ですが、都市化や後継者不足により、本町の果樹園の耕作面積は減少しています。田園風景や点在する畑地・果樹園は歴史ある伊奈町の原風景として保全するだけでなく、地域資源として地域活性化につなげていく必要があります。

◆実現に向けた取組

（１）生産者のグループ化（個別施策 1-(1)-②、2-(2)-④）

- ・少量多品目の野菜を栽培する生産者をグループ化し、町内外の飲食店や小売店向けに価値訴求を行っていきます。

（２）果樹園の効果的な活用と魅力の発信（個別施策 2-(1)-②、4-(1)-①）

- ・果樹園等を活用した新たなビジネス（体験、交流、直売、加工等）を展開する農業者を支援し、本町農業の魅力や可能性を発信していきます。

（３）消費者との体験・交流イベントの実施（個別施策 1-(2)-③、4-(1)-②）

- ・農業者の思いや栽培へのこだわり、農産物の調理法など、消費者の好奇心を満たすイベントを開催し、消費者と農業者の交流を図っていきます。

（４）飲食店とのネットワークの構築（個別施策 1-(1)-②、3-(2)-③）

- ・レストランやカフェ等の飲食店とのネットワークを構築し、安心・安全な「伊奈野菜（仮称）」の供給体制を構築します。

（５）商品開発や6次産業化の支援（個別施策 1-(2)-①・②）

- ・伊奈町産農産物の特徴や価値を見直し、消費者である町民から愛され応援される農産物や加工品等の高付加価値化を図り、ブランド化につながる取組を進めます。

◆5年後の成果目標

- ①「伊奈野菜（仮称）」の生産者をグループ化し、飲食店とのネットワークを構築します。
- ②果樹園を活用した新ビジネスや6次産業化、ブランド化につなげます。

Ⅲ. 法人等の組織経営体育成プロジェクト

本町の農業は小規模な個人経営体が多く、高齢化と担い手の減少により、経営耕地面積は減少傾向にあります。また、遊休農地も多く生産額は減少しています。

担い手の減少スピードが早く、新規就農者も少ないことから、一部に経営規模を拡大する農業者もみられるものの、本町全体としての生産量や農地を維持することが難しくなっています。

本町には法人組織の経営体は少なく、また規模も小さいことから、中核的な担い手となっている個人の認定農業者に加え、法人による組織経営体を育成支援することで、規模のメリットを確保していくことも必要です。

◆実現に向けた取組

(1) 持続可能な担い手の確保（個別施策 2-(2)-④）

- ・農業経営が安定的に継続できるよう、個人農業者の法人化を促進するために専門家を派遣し、法人化に向けた支援を行います。

(2) 経営規模の拡大支援（個別施策 2-(1)-①、2-(2)-①・④）

- ・法人化することで経営規模の拡大に取り組みやすく、また、技術を習得した従業員が独立するなど、新たな担い手の確保にもつながる可能性があります。

(3) 農業経営の複合化への取組支援（個別施策 2-(2)-④）

- ・経営規模を拡大するためには一定の従業員を確保する必要があります。そのためには通年収入を確保する必要があり、米や露地栽培、ハウス栽培などの組み合わせについて検討します。また、農作業の受託支援などの展開も想定されます。

(4) 企業による農業参入支援（個別施策 4-(1)-①）

- ・原則一般法人であっても、貸借であれば農地を借りて農業を営むことは可能であることから、企業による新規参入についても検討していきます。

(5) 農業経営を行う企業誘致の可能性検討

- ・大規模な食物工場を運営する企業の事例が増えています。このような企業の誘致可能性について検討します。

◆5年後の成果目標

- ①農業参入する企業を増やします。
- ②法人等の経営規模を拡大します。

Ⅲ. 農地の有効活用推進プロジェクト

担い手の減少により経営耕地面積は減少傾向にあり、遊休農地とならないよう農地を保全し、維持・管理していくことが難しくなっていくと考えられます。

維持管理のためだけに高額な機械を保有し続けることも難しく、遊休農地が増加すればまちの景観や環境にも悪影響を及ぼすことになります。

農地の状況に応じて、適切な活用方法の検討が必要となっています。

◆実現に向けた取組

(1) 農地情報のデータベース化と地域計画の策定（個別施策 3-(1)-①・②）

- ・地域計画の策定には農地情報を把握しデータベース化する必要があります。関係機関と連携して地域計画の策定及び実現に向けた支援を行います。

(2) 遊休農地の発生防止・解消（個別施策 3-(1)-①・③、3-(2)-①）

- ・農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を支援します。

(3) 農地の適切なマッチング（個別施策 3-(1)-②）

- ・農地の状況に応じて、農業者の希望に応じた適切なマッチングを支援します。

(4) 小規模農地の有効活用（個別施策 2-(1)-①、3-(2)-②）

- ・小規模農地は町民に対する貸農園や菜の花やコスモス畑など景観に配慮した活用方法を推進します。

(5) 農地の環境整備の推進（個別施策 2-(2)-④、3-(2)-①・②）

- ・耕作しない農地であっても、まちの景観や環境の面から維持管理が必要であり、受託作業を請け負う企業等の活動を支援します。

◆5年後の成果目標

- ①農地情報のデータベース化と地域計画を策定します。
- ②遊休農地面積の削減を図ります。